

今村 六王 議員



人権啓発……行政の啓発活動について

Q

「安心して楽しく豊かに暮らすことのできる村づくり」には、人権教育や人権啓発は必要不可欠ではないかと考える。

行政によって行われる啓発は、その性格から全村民に届けられるという効果的な機能を持つものであり重要な役割を持っている。

そこで、従来の啓発方法に加え、限られた財源の中で、その時々の社会の状況にあった創意工夫を凝らした活動、また、啓発は担当課の職員だけでなく全ての職員の活動課題とすべきと考えるがどうか？

A

村長

人権啓発については、憲法第11条に規定されているように、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は侵すことのできない永久の権利として現在及び将来の国民に与えられる」と書かれている。

これは日本国憲法を貫く最も基礎的な原理として人権尊重を掲げているということであり、人権とは、人々の生涯と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利であり、すべての人間が人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利であり、この人権尊重こそがすべての人々の行動基準となっている。我が村も合併した時点において、村の将来を見つめ、基本となるべき姿として、新村建設計画書を作成した中にも、同和問題の早急な解決、人権確立を重要な柱として計画書にも記載している。

しかし、今なお差別意識の根絶に至っていないのが現実であり、結婚問題や就職における身元調査の実施など、まだまだ根強い差別意識が見られる事例がある。今ではインターネットによる悪質な匿名化・陰湿化している現況にあると言え、現に県内各地においても、残念な事に差別事件やいじめなど、

人権に関する問題が起きており、このようなことが我が村で起きないようにするためにも、人権意識の向上に向けた更なる取り組みが必要不可欠であるので、人権教育啓発を担当するところに指示を行い、村内から差別事件等が発生しないように施策を実行している。



行政が村民の皆さまに対して、人権感覚を培っていただくことで、一日も早く、差別問題が1件でも出ないようにする事、そのことでお互いの人権が守られるものと考えている。

まず、これを率先して行うものが職員であるので、「南阿蘇村人権啓発基本計画書」を各課に配布している。

今後とも、村民の皆さま方と同和問題をはじめする人権問題について、正しい理解と協力をお願いし、新村計画書にも記載しているように、「安心して、楽しく、豊か

に暮らせるむらづくり」の実現を
するために、邁進していきたい。



阿蘇郡市人権同和教育研究大会のようす